解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年七月三十一日の存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月二十日
愛知県犬山市字若宮八二番地
財団法人楽田林友会
代表清算人　長谷川守正

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年八月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月二十日
島根県鹿足郡吉賀町沢田七九二番地二
財団法人上澤田墓苑
代表清算人　寺戸　達志

解散公告（第三回）

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年七月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月二十日
京都市南区上鳥羽塔ノ本三〇番地の二
都ホンダ株式会社
清算人　筒井　政善

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年七月五日基本財産の滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月二十日
愛媛県大洲市長浜町黒田甲二五〇番地
財団法人喜多灘公益会
代表清算人　西岡　忠義

解散公告（第三回）

当法人は解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月二十日
北九州市小倉北区城内一番一号
社団法人北九州市衛生総連合会
清算人　福丸　清生

配当公告

兵庫県赤穂郡上郡町奥甲六二八番地
破産者　株式会社芳賀建設工業
右の者に対する神戸地方裁判所姫路支部平成二十一年（フ）第七八八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
金七六九、七七四、七二四円
（内優先的破産債権額
金一〇、八二二、五五五円）
一、配当することのできる金額
金三二、一四三、七〇一円
（内優先的破産債権額
金一〇、八二二、五五五円）
平成二十四年八月二十日
兵庫県姫路市南駅前町一五番地
破産管財人　天野　泰文

配当公告

広島県福山市新市町大字下安井七〇番地の一
破産者　株式会社佐藤
右の者に対する広島地方裁判所福山支部平成二十三年（フ）第二三九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
一般債権　金二四四、五七〇、五三一円
一、配当することのできる金額
一般債権　金四七、一七八、一三〇円
平成二十四年八月二十日
広島県福山市若松町六―一一　弁護士法人ばらのまち法律事務所
破産管財人　弁護士　本田　祐二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市小川町西小川字上居合一五六番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　吉田　義彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二十日
事務所福島県いわき市平字大工町六番地の一二
相続財産管理人　弁護士　大谷　好信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県足利市小俣町七七六番地、最後の住所栃木県足利市小俣町一七八七番地八
被相続人　亡　寒澤　正
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二十日
栃木県足利市助戸三丁目四番地一三　奥澤利夫法律事務所
相続財産管理人　弁護士　奥澤　利夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区経堂一丁目一三〇番地、最後の住所東京都渋谷区代々木一丁目一〇番五―七〇二号
被相続人　亡　坂野　均
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二十日
東京都千代田区神田神保町三―六―一五ワイズビル四階岡田・松尾法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松尾　憲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区金町五丁目一九四八番地、最後の住所東京都葛飾区金町五丁目三一番一九号
被相続人　亡　荒井　光之
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二十日
東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐藤　久文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市青葉区二日町一五番地の四、最後の住所東京都中央区新富一丁目四番六号特別養護老人ホーム新とみ
被相続人　亡　遠藤　珍人
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二十日
東京都港区虎ノ門三丁目五番一号虎ノ門三七森ビル青和特許法律事務所
相続財産管理人　弁護士　薄葉　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県草加市手代町一〇一八番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　矢路川　昇
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二十日
事務所東京都港区麻布台一丁目一番二〇号麻布台ユニハウス四〇八麻布台法律事務所
相続財産管理人　弁護士　朝比奈秀一

第26期決算公告

平成24年8月20日
札幌市東区本町一条十丁目3番20号
札幌中央食材株式会社
代表取締役　菅野　瑞枝

貸借対照表の要旨（平成23年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	44,446
	固定資産	297
	合計	**44,744**
負債及び純資産の部	流動負債	15,921
	固定負債	13,067
	資本金	15,756
	資本剰余金	10,000
	利益準備金	5,756
	利益剰余金	300
	その他利益剰余金	5,456
	（うち当期純利益）	(23,885)
	合計	**44,744**